

第2回仙台市選挙事務不適正処理再発防止委員会議事録 〔平成27年2月26日(木)開催分〕

事務局 : それでは定刻となりましたので、ただいまから第2回仙台市選挙事務不適正処理再発防止委員会を開会いたします。それでは河村委員長、議事の進行をどうぞよろしくお願いいたします。

委員長 : はい、よろしくお願いいたします。それでは議事の1になりますけれども、市選挙管理委員会、区選挙管理委員会の関係について、小島委員からご説明をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

小島委員 : 前回の委員会でもですね、市と区の二重構造になっていると。政令指定都市ではね。ですから、その辺、こう、基礎的地方公共団体であるのか、まあ、二重構造になっているということがございますんで、その辺ですね、記者の皆さんもいらっしゃるんで、実際に、その法的関係がどうなってるのかと、いうことについて、若干ご説明させていただきます。

資料を見ていただきますと、「市選管と区選管の関係について」ということでございますので、これによったご説明したいと思いますけど、資料の左側を見ていただきますと、項目がございまして、1として設置・組織、そして、二つ目に職務権限、次の右側の方には指揮監督というのがございまして、その辺、ご説明申し上げたいと思います。設置と組織でございまして、政令で指定された人口50万以上の、仙台市さんを含む20の指定都市で構成されているということで、合議制の執行機関としての選挙管理委員会が置かれていると。市選管として。ご案内のとおり、指定都市には、市長の権限に関する事務を行わせるために、条例で行政区を置くことになっているということで、現にこちらの仙台市さんを含む各指定都市には、行政区が当然置かれているということでございます。そして、区選挙管理委員会でございますけれども、右側の表になっていますけれども、行政区である区にですね、市と同じく4人の委員をもって構成する選挙管理委員会を置く。極めて特殊なケースでございます。行政委員会っていうのは。市選管と若干異なりますのは、区選管の委員の皆様方につきましては、その区における選挙権を有することが必要となっています。具体的には住所が必要だということでございます。法人格を有する特別地方公共団体である東京都の特別区と異なりまして、先ほど申しましたとおり、法人格のない、事務分掌上設けられた行政区画である指定都市の行政区に、選挙管理委

員会が置かれた趣旨、それは何であるかってことですが、やはり大都市という特殊性でございまして、市選管の下部組織としての区選管を設置して、その協力を得て、選挙事務の公正と適正化を期そうとすると。ですから、大きい都市ですと、市一本では、なかなかきめの細かい選挙の管理執行ができない。ということを感じて、こういう仕組みになっているということでございます。

それから二番目の職務権限のところでございます。まず、左側の市選管の権限でございますけど、公選法の各規定の定めるところによって、市議会議員及び市長の選挙に関する事務を管理すると。それから農業委員会等に関する法律によって、農業委員会委員の選挙のことも管理をしていることと、選挙の啓発、そういったことも担っているということでございます。下の方を見ていただきますと、市議会議員の選挙、市長の選挙に係る当選の効力ですとか、選挙の効力、そういう争訟事務は、市選挙管理委員会が行うと。管理選管として行うということでありまして、仮に区選管において選挙の規定違反を犯したといたしましても、争訟が提起されたといたしましても、所謂、子供の不祥事を親が面倒みるということで、市選管の方で全面的に争訟については受けなければならないということでございます。それから、区選管の、(表の)右側でございますけど、職務権限でございますけど、市の選挙管理委員会に関する規定が引用されておりますので、基本的な枠組みは、一般の市の選挙管理委員会と同じでございますけど、公職選挙法において、市議会議員、そして市長の選挙のほか、国政選挙、それから都道府県の選挙のほか、選挙人名簿ですとか、期日前投票ですとか、不在者投票ですとか、そういった諸々のごく一般の市町村が行うべき権限を行使しているというところでございます。従って、市選管は、総務省の選挙部、それから宮城県の選管との間にあって、仙台市選管については、各区をカバーする、言わば全体管理と、調整機能的な立場ということでございます。方や区選管は、いつも第一線ということでございます。

それからここが特に重要でございまして、右側の方、指揮監督ということでございます。平成11年に制定された地方分権一括法によってですね、基本的には、指揮監督というのは、例えば総務大臣ですとか中央選管、宮城県選管から受ける。そういったものについては廃止されているということで、言わば対等並立の関係にあるということでございますけど、その代わりに、技術的助言という形でフォローするというところでございます。ただ、指定都市選管とその下部組織である区選管との間につきましては、依然として指揮監督の制度残っ

ております。残っております。指揮監督っていうのは、何か権限を振りかざしたような感じで、なんとなく、あまりいい言葉ではないかもしれませんが、ある者が他の者に対して、その職務執行の方針、基準、手続等を示して、これに従うように命令する。これが指揮ですよね。そして、その行為が順守すべき義務に違反することが無いのか、また、その行為が、職務達成上、不適切なことが無いのかどうかを監視してですね、必要な命令等の措置を講ずるのが監督ということでございまして、こういうものが残っているということでございます。仙台市選管と区選管における指揮監督の問題でございますけれども、ここにお示ししてありますとおり、法律の定めるところによって、市選管は区選管を監督。通知とか、指令とか、訓令とかですね、することとされているということでございます。市長が 区長などの、市長の管理に属する行政庁に対する指揮監督に関する規定が準用されておりますので、この指揮監督権によって、いわゆる、取消停止権も含む、かなり権限の強い形になっているということでございます。取消停止権っていうのが、区選管の権限に属する選挙に関する事務について、その処分が明文の規定、成規に違反している、又は権限を侵すと認めるときは、その処分を取消し、又は停止することができるということでございます。それからまた、指定都市内の事務処理の統一を図るということで、自治法ですとか自治法施行令の定めるもののほか、区選管に関して区選管において必要な事項を定めることができるということになっているということでございます。以上が指定都市の市と区の関係、二重構造になっている。そういった意味合いでございます。以上です。

委員長 : はい、ありがとうございました。ご質問等ございますでしょうか。なかなかこういう形で、制度のほうを知っていただく機会って、逆に無いものですから、ここで政令市、まあ、普通の市町村とは違いますということでご説明いただきました。

それでは議事の2番目。集計システム改良について、事務局のほうから説明のほうお願いいたします。

事務局 : それではA3(判)の投・開票集計システムの改良についてという資料をごらんいただきたいと思います。この資料は、確定投票者数の算出等に使用している集計システムの改良前と改良後を比較いたしまして、その内容についてまとめたものでございます。左上の枠の中に改良前の問題点と改良内容について説明してございます。まず、改良前の問題点についてでございますけれども、

大きく3つございまして、1つ目は、まず、画面を見ただけでは、投票録のどの項目を入力するのかわかりにくいということございまして。2つ目でございますが、入力する項目のみ表示されている画面構成であったために、投票区毎の投票者総数が、画面に表示されていなかったということがございまして。3つめですが、不在者投票を取扱う指定投票区でございます、第1投票所について、不在者投票者数の欄が、ここには表示されていなかったということがございまして。この3点が今回の二重集計の原因となった、投票録の入力すべき項目の誤認に繋がったということございまして。次に改良点でございます。投票録の入力すべき欄のすべてを画面に表示することによりまして、初めて携わる者でも迷うことなく入力できるように変更をしたところでございます。これによりまして、投票者総数、不在者投票者数など、画面に表示することで、投票録と読み合わせを行った際、仮に入力する項目に誤った認識があったとしても、即座にミスに気づくことができる画面構成となりまして、二重集計防止に繋がるものと考えたところでございます。それでは、実際の画面図を見ながらご説明いたします。左下の図ですが、これは、指定投票区の投票録の投票者数を記載する部分を抜粋して表示したものでございます。上の点線で囲まれた投票の状況の欄をご覧いただきたいと思っております。横の項目は選挙人名簿登録者、選挙当日有権者、投票所における投票者中一般投票用紙による投票者、点字投票用紙による投票者、それから不在者投票者中一般投票用紙による投票者、点字投票用紙による投票者、それから投票者総数というふうになっておりまして、縦の項目といたしまして、男、女、計といったようなふうになってございます。なお、投票録の様式については、公職選挙法の施行規則第14条におきまして、定められた様式に準じて調製しなければならないとされております。次に右上の図でございますが、改良前の集計システムの入力欄をまとめたものでございます。ご覧のように1行で1投票所のデータというふうになっております。そのため、投票録では縦の項目になっておりました男、女、計を横に展開をしてございます。一見してわかりにくいというふうになっております。また、投票録の項目のうち、入力する項目のみ表示になっておりまして、こちらに投票者総数の項目がございません。更に不在者投票を取扱う指定投票区であります第1投票所、一番上の行ですが、不在者投票者数の欄が無い。これらのことが今回の二重集計の原因となった、投票録の入力すべき項目の誤認に繋がったものと考えております。次に右下の図でございます。右下の図は、改良後の集

計システムの入力画面を抜粋したものでございます。ご覧のように投票録と集計システムの入力画面の項目、及びレイアウト、すべて一致。ですので、入力すべき項目を誤認するといった要素を排除しております。これによりまして、今回の二重集計の原因となりました、投票録の入力すべき項目の誤認による入力ミスは排除されるということで、初めて携わる者でも迷うことなく入力できると考えてございます。なお、この資料にはございませんけれども、従前の改良前の一覧表方式についても、チェック用として改良を加えた上で残してございます。以上でございます。

委員長 : はい、ありがとうございます。それでは、どうでしょうか。

吉田委員 : 質問していいですか。これ前の右のページの改良前っていうのだと、投票者総数は出てこないっていうことになりますか。

事務局 : はい。

吉田委員 : 不在者投票の総数は、これどこで出てくることになってたんですか。

事務局 : 不在者投票は、抜粋の画面のずっと下の方に不在者投票の入力欄がございまして・・・。

吉田委員 : この下に。実際は。

事務局 : 不在者投票者数を予め、開票所に行く前に入力して持って行っているという形で作成されております。

吉田委員 : そうすると、画面を・・・。簡単に・・・。改良後のような形で投票者総数をすぐわかるというシステムではなかったということになりますかね。改良前は。

事務局 : そうですね。別の欄に。改良後については、投票録と全く同じ様式、レイアウトということで、誤認する要素はほとんどないというふうに認識しております。

小島委員 : 期日前投票の入力欄っていうのも当然・・・。

事務局 : これとは別に・・・。

小島委員 : 今、吉田先生の方から、投票者総数が全体として足さないと出てこない。それはちゃんと出てくるようになってるんですか。

事務局 : 表示の画面は、また別にありまして、こちらはあくまで入力する画面・・・。

小島委員 : 期日前投票なんかも入力・・・。ねえ。

事務局 : 期日前投票システムが別にございまして、こちらの方で毎日作ったものについて、一括して入力する欄がございまして。

小島委員： 実際、当日投票と、不在者投票と、それから期日前投票。不在者投票については受理されたものの数が入ってくる。それらが一体となって投票者総数になるってということですよ。

事務局： はい。

小島委員： 一体感を持った様式の中で出てこないと、また、それはそれで違うのがあるってということになると、どうなのかなって、ちょっと思ったんですが。

委員長： いかがでしょう。

事務局： これはあくまで当日の投票録の集計についてのシステムということで、当日の投票録の様式に合わせて改良したということになります。

事務局： 期日前との一本化はどういうふうにするんですか。

事務局： 期日前についてはまた別に・・・。

事務局： 期日前システムについては、また別に一本化をするんですか。

事務局： この集計システムの別のところに入力する欄がございます。

事務局： それを説明してください。

事務局： 画面は、今、無いんですけども、このシステムの抜粋なものですから。下の方に期日前投票者数を入力する欄がございます。

小島委員： 結局ですね、投票者総数が間違いなく出まないと、今回みたいなケースになったりしてですね。持ち帰りが増えたり、逆に投票者総数よりも投票総数が多くなるとかですね、そういう問題も発生するんで、よりわかりやすくしたほうが。結局、投票者総数、全体像が出ないとダメだっていうことですよ。わかりやすく言えばですね。話はわかりました。

吉田委員： もう一点いいですか。従前の誤りで、不在者投票者と点字投票者を二重に集計したということで、こういうこと（不適正処理）になったわけですが、二重に集計したっていうのは、改良前のシステムでいうと、どの欄とどの欄を間違ったということになりますか。

事務局： 投票録のほうの、左下の投票録の図を見ていただきたいんですが、入力するときに読み上げる欄というのが、投票所における投票者中というところがございますけれども、ここの一般投票用紙による投票者という欄がございますが、ここを読み上げていただいて、右上の投票所における投票者中という欄がございますが、ここの色が少し濃くなっているところに入力すべきところを、読み上げる方が、左下の投票録の投票者総数の欄を読み上げたということになります。

吉田委員： 左側にある投票録の投票者総数の欄を読み上げて、それを入力した人がこちらの一般投票用紙による投票者のところに記載（入力）してしまっただと。

事務局： そうですね。投票者総数の入力欄はございませんので。読み上げるべき欄を、左下の投票録の投票所における投票者中一般投票用紙による投票者、この欄を読み上げる必要があったところを、投票者総数を読み上げてしまった。入力する者は、当然、その欄（投票所における投票者中一般投票用紙による投票者の欄）を読んでもということ、先ほどのくくりを見ていただくとわかりますけれども、投票者総数には点字投票と不在者投票も合計した欄になってますので、それとまた別に下の方に不在者投票の入力欄があるということ、二重計上になってしまった。

吉田委員： 要するに投票録の記載様式と集計システムの記載様式が違うために、その転換がうまくいかなかったということ。そういうことですね。はい、わかりました。

小島委員： あと、これ見させていただきますと、読み合わせというか、誰かが数字を読んで、そして、それを打ちこむって作業をやってるんですけど、そうすると読み上げた数字が、間違いなく該当箇所を読んでものかどうかとか、そういうチェックというのは、そこはなかなか厳しい。

事務局： 同じ担当二人で、また同じようにを読んでも、同じところを読んで、同じところを確認することになりますので、別の人間がやれば・・・。

小島委員： 複数の目による確認という観点からすると、それ、やっぱり、やる必要あるのかなって思いますね。

委員長： 僕個人の観点から言うと同じものを、同じこういうフォーマットだったら、マークシートじゃないですけど、今、ちょうど試験やってますけど、（マークシート）にしてもいいわけですね。中長期的に、読み上げて入力してもらったやつと、マークシートに書いておいてもらって読み合わせっていうことも多分できると思うんで、必ず読み合わせて入力するから正確だっていったときに、読んだ人が言い間違えて、本人は気づいてないということもあると思うので、読み合わせが、先ほど言った、ほかの人がやるのか、マークシートに同じように記載しておいてもらって、読み込めば多分同じ数字が出てくる。多分、そういうようなところも、すぐ検討しろってということではないと思うんですけども同じにするんだったら同じでも、そういう形でマークシートみたいな形でやってもいいのかなって思いますね。ちょっとご検討いただければと思います。

よろしいでしょうか。それでは続きまして、議事の第3のほうに移らせていただきたいと思います。すみません、お手元の資料で恐縮ですが、私の方から少し、資料全国市区町村選挙管理委員会事務局調査についての報告をご覧ください。私、実は●の研究ですね、選挙ガバナンス研究会●全国の選挙管理委員会にですね、今、調査をさせていただきまして、市区選管の連合会の選挙時報に連載をさせていただいています。なかなか、今日もマスコミの方もいらっしゃるもので、こうした資料っていうのを、実は我々研究で出してるんですが、ご存じない方があまりにも多いので、どういうふうな形でなってるかっていうことを是非知っていただきたいということで、●させてもらいました。三っていうのは、実は一、二、三、四で、まだ連載中なんですけど、偶然ですが、12月号は選挙ミスで、選挙ミスについての報告をしましたので、少しご紹介させていただきたいと思います。32ページをご覧ください。選挙管理委員会の事務局のほうを擁護するわけではないんですが、やはり、昨今、選挙管理に関してはミス、プレッシャーによるミスというふうに判断されるような事例が増えているようです。マスメディアの方が監視されているからミスをするとか、それは事務方のほうが悪いんですが、ただ、以前に比べて非常に重圧がかかっているということはあるようです。もちろんそれは選挙の接戦の具合が、例えば地方選挙であったり、乃至は国政選挙も、少し政権交代なんかがうかがわれるとどうしても関心が高まって、関心が高い中でのプレッシャーっていうことが起こっているようです。更に自治体規模毎のということで、ページをめくっていただいて、34ページの図の2のほうをご覧ください。興味深いのは、政令市の感じているプレッシャーっていうのが、一般の市区町村に比べると重圧を感じているようで、今回の中でも若干のプレッシャーというものの影響があったのではないかと推測されるところがあると、ただ、プレッシャーを感じているということは、逆に言えば、いろんな職員の訓練が十分でなかったり、自信が無かったり、そうしたのもプレッシャーになりますので、以前はプレッシャーが弱くて、今回は高いというだけではなくて、様々な要素で検討されなければならないということがわかっています。実はこのプレッシャーがかかっているかどうかという調査自体のエビデンス（証拠・根拠）っていうのが、今回初めて出てきたということで、選挙管理も百年近く選挙も歴史からするとやっているんですが、なかなか選挙管理に焦点が当たらずに、職員がどういうふうな形でプレッシャーを感じているかっていったものが、このキーをですね、

この機会に少し明らかにしていただきたかったというふうに思っています。選挙管理ミスが起こりやすい、生じやすいタイミングということもそれぞれ聞いてみるとよくわかるとおりで、36ページをご覧ください。図の3になります。やはり一番大きいのが、今回もそうですが、集計の段階だということです。集計の段階、当然入力ミス、先ほど出ましたけれども入力ミスの問題もありますし、あとは立会人の方々との関係とかですね、そうした中で伝達がうまくいかなかったりですね、乃至は報道のタイミングでですね、報道の人に情報流さなかったとかですね、いろいろなタイミングあるんですけど、やはり集計が一番多く、実際、今回も選挙結果に影響を与えますので、大きな影響を与えていると。それだけではなくて、先ほど小島委員のほうから指摘された期日前投票なんかも、入力ミスとかそうしたものが起こりやすいと、これも半分の自治体、半分の選挙管理委員会のほうから指摘されているということなので、ミスはどこでも起こりやすいですし、更に期日前投票、そして投票所の朝ですね、朝のミスというものが非常に多いということが数字でわかっています。朝の投票所のミスっていうのは、ちょうど初めの頃に慣れてないっていうのもあると思うんですけども、投開票所を開けるのを忘れるとかですね、寝坊してですね、そうしたことも含まれているようなので、そのあたりといったものが、状況になるということです。自治体規模別に図の4のほうによりますが、自治体規模別でも集計っていうのはやはり政令市、そして集計、そして当日発表、ところでミスが生じやすくなっていて、これが特殊であるってということになりますし、行政区のほうはちょうどですね、これ、行政区のほうもとっていますけれども、全体的に期日前から投票所、選挙期間等とですねミスが起こりやすくなっている。先ほど小島委員のほうから説明ありましたが、やはり、市選管と区選管の関係性とか、そうしたものも、ミスが生じやすい原因になっているのではないのかなというふうに考えます。衝撃的な情報になりますが、図の5を少し見てください。39ページです。5年以内に選挙ミスがあった自治体ということで、非常に正直に答えていただいているんですけども、実に政令市13市しか回答無いんですが、そのうち9割がミスが起こっていますということです。何らかの小さなミスっていうのが、どうしても人間に頼ってますから、ヒューマンエラーですから、(ヒューマンエラーが)あるもんですから、ミスが生じやすい。問題になるのは、ミスは生じるという形が、ある意味エビデンスとしてあるもんですから、そうではなくて、そのミスをどういうふうな形で犯罪とい

うんですかね、●いったようなところが求められるだろうということです。ですから、ミスがあった、ミスが無かったっていう形でミスを隠すのではなくて、むしろ、ミスが起こった時の危機管理といった対応ってものが、実は求められる。こういうふうになる訳です。ですから、比較的こういう形でミスをするということというのは、正直にこれだけ話していただけたとは思わなかったもので、こういう形になっているということです。最後、43ページ。結論のところを見ていただきたいんですけども、今回もそうなんですけど、選挙ミスというと非常にひとくくりに議論されてしまっていて、どこに焦点、課題があるのかっていうのを細かく分析して整理をしなければいけない。今回の事件に関して、高松の事件に関して、共通する、全国に共通する制度の問題と、仙台市のように、市と区の選管の関係といろいろ推理をしなければいけない。更にミスに対する圧力や生じる段階、そうした中で様々なバリエーションがあって、更に自治体規模毎にある程度特徴があるだろう。ですから政令市、比較的人口が多い、そして処理しなければいけない数が多い、市と区という関係がある。そうした中で構造的にミスが起きやすく、選挙ミスの防止の全国一律のマニュアルを作れば良いということはあるんですが、それだけではなくて、各選管、先ほど言ったように地方分権が進みまして、指揮監督権が総務省そして県のほうでないとすると、やはり、それぞれの市区町村のところでマニュアルをきちんと作っていくということが、多分過去の傾向からわかってくる。個人的にはそうしたようなところで、今回、このような資料を出させてもらいましたけれども、意外に選挙ミスに対して、一つ間違えれば厳しく糾弾をしてやっていくことが、またプレッシャーを生んで、更にそれが選挙ミスを誘発する可能性がある。いう構造の中で、できる限りミスを起こしてしまう可能性があるというのは人間ですから、当然、無謬ではないわけですから、ありますので、そうした中で、一つは選挙管理の中で制度を知っていただきたい。乃至は仕組みを知っていただきたい。いうのと同時に、選管はそういうことがあるんだということをきちんと報告していく必要があるのではないのかなというふうに感じてます。もし関心ある方は、是非、選挙時報に連載しておりますので、手に入りますし、ついですが、月刊選挙で、私、そちらのほうでも被災地選挙の訴訟という形で課題、連載してますので、是非、この機会にそうしたところも読んでいただければと、こう思っております。私のほうからは以上です。何かございましたらお受けいたします。

続きまして第4になりますけれども、議事4ということで、職員アンケートの実施ということになります。これ、あくまでも私のほうのご提案になりますけれども、今回、高松市さんのほうでも調査をやっていたらっしゃるようなのですが、どうも、統一的に調査されていないのかわかりませんが、現場の職員の方々がどのようにお感じになっているのかということは、少しわからないですし、先ほど言ったプレッシャーに関する問題も、乃至は職員研修に関する問題も、おそらく、今日、この後、議題の5で区選管のほうから、いろいろな素材をご提案されてると思うんですけども、やはり、それが実際に事務を担当された方々の意見の割合とか、分布とか、どういうふうになってんのかってわからないまま、多分、我々に情報が提供されることになる。更にこれだけ全国に注目されてますから、アンケートもそうですけれども、比較的幅広い方々に職員の現状も知っていただく良い機会なんじゃないかなと。最近、私、個人的な意見なんですけども、スピードをすごい競争するような風潮がやっぱりある。でもやはり、選挙というのは民主主義の基本ですので、間違っではいけない。ということは正確性が大事になる。そうすると正確性に対して行政効率ってものを非常に過度に言いすぎているんじゃないのかなというふうに思います。ですから、ミスをなくすのであるならば、どのようなところで、プレッシャーかかっている職員が多いのであれば、プレッシャーどのように減らすのかとか、乃至は、どこのところに課題があるのかといったところを、幅広く情報を集めて答申の中に組み込むことで発信していくと。ですから、やはり、仙台が、今回、こういう事件起こしましたけれども、次に繋がる、他の自治体にも繋がる提案のひとつの資料として、アンケートを取らせていただきたいというふうに考えています。よろしいでしょうか。

小島委員： はい。

委員長： ということで、案につきましては、事務局と相談しながら、回収時期、公表の仕方等々含めて議論させていただきますが、一応、この場でそのことを進めさせていただきたいというふうに思います。

4まで来ましたので、議事の5番目になりますけれども、再発防止策の検討について始めたいと思いますが、これにつきましては事務局のほうからご説明のほうお願いいたします。

事務局： 再発防止策に係る検討ということで、お手元の資料、「再発防止策に係る検討材料」というものでございます。これは、区の選挙管理委員会のほうに私ども

(市選管)のほうからお願いして作っていただいたものなんですけれども、この間の青葉区の事件のことを踏まえて、それからもうひとつ、過去10年間の選挙の調査を区の選管にさせていただきましたけれども、そのことも踏まえて、実際に選挙事務に従事する職員が、こういう改善案が求められているのではないかと、いうふうに思うところを、そのまま、できるだけ挙げてきてもらいたいというふうに区選管にお願いしたものでございます。従いまして、ここに95項目ほど、この資料にございますけれども、区選管が組織として出したというよりは、選挙事務に従事する職員が、その二つのことを契機として、こういうことを改めていきたいと、というような内容での提案でございます。それを私ども(市選管)のほうで、表紙にございますけれども、【8つの要因に分類】して、更に投票事務に関わるものか、開票事務に関わるものか、分類して並べた資料でございます。この内容につきましては、それぞれの区のほうから説明をしていきたいというふうに思っております。ではまず最初に、1のチェック不足でございます。29項目ありますけれども、青葉区さんからご説明をお願いしたいと思えます。

1. チェック不足

事務局 : 資料「再発防止策に係る検討材料」により説明

小島委員 : 投票録なんですけれども、例えば同日選挙、同時選挙の場合、例えば、この前の衆議院選挙の場合、2通作っている選挙ごとに、種類ごとに作っているという感じですか。ちなみに私の出身のところでは、1通で投票者数のところだけまとめて、別々に書くようになっていきます。県の選挙管理委員会の選挙事務合理化研究会でそういうふうにしております。それを見れば一目瞭然に各選挙の数字はそこで一覧性があるという形でできる形でやって、合理化して、そうするとかなりミス防止になるんじゃないかなと思います。その辺もし必要であれば資料をご用意させていただきます。

あと、微妙に各區で帳票が違っているという話がございましたけれども、やっぱりこれは市選管として、統一してなんかこう合理化するというをやったほうがいいんじゃないでしょうかね。微妙に違っているとやっぱり、実際に市選管に話が持ち込まれた時にどこがどうなんだか、結局整理がつかない、市選管で整理がつかないことがあるんじゃないかなと思います。

まあ、あと、二重チェックというのは当然のことだと思いますけれども、それ

をどうするかっていうことはなかなか難しいと思うんですけれども、口で言うのは簡単ですけれども、そこを今後どうしていくか、という感じがしております。

吉田委員：投票事務の棄権者の取扱いの統一と徹底と書かれておりますが、実務上どうされているのかお聞きしたいのですが、投票者が入場券を持ってきますよね、例えば国民審査だけ棄権したいといったような場合は、投票用紙を交付するところで、一つはチェックできるわけですよね。もう一つは、投票用紙を受け取って、受け取ったんだけど投票箱に入れない、いわゆる持ち帰りは、そこはどのようなチェックなり、対応、今されているのでしょうか。

事務局：その場合は、できるだけその方のお名前をお聞きして、それでその方の入場券のところにその方が棄権したことをチェックをするようにできるだけ対応しています。

吉田委員：投票用紙は交付したけれども棄権したという場合は、それを入場券に記載すると、そして、先ほどおっしゃった台紙にその辺が記載されるということですか。台紙は関係ないんですか。

事務局：これは実際に交付した数を確認するためです。それとはまた別です。

小島委員：国民審査で棄権、そもそも投票用紙いらないと言ってきた人については、交付済みの表示が付かないと思うのですけれども、一旦貰って行って、投票記載台に行ったけれども、「やっぱりいいわ。」と返しに来る場合は、その投票用紙自体は回収しておかなければいけない、ところが交付済みになっていると、そうすると回収はしたけれども、投票箱に入ってませんので、交付済みですから投票者数に含まれてしまうので、そうすると持ち帰りという数字になってしまいますので、そうすると的確に回収した数字の世界だけでも引かないと投票者総数が増えてしまいますので、そういう措置をするためには、回収した投票用紙をきちんと整理をして、最後の確定段階で残っている枚数を投票者数から引かないと、実際難しいのは、誰が返してきたかということ自体が、それは別途検討しなければいけませんけど、少なくとも数字はそういうふうにしないと駄目かなという感じはしますね。棄権した投票用紙整理箱みたいなものを用意しないとダメですね。そこに入れて後から投票者数から引くと。そうしないとシステム上、手作業かどうか分かりませんが、数字の上では交付したことになりますので、投票者数に含まれてしまう恐れがあります。実際、投票箱に投票用紙入っていませんから、そうするとそういう操作をきちんとしておこな

いと持ち帰り自体が多くなってしまいますし、逆のことも起こりうるかもしれません。

事務局 : 仙台では国民審査の持ち帰り票が多いことは前回お示ししましたけれども、その管理がなかなか難しく、今のところうまくできていないことがその要因かなというふうに思っています。今の事務局側からの提案は、その辺をいくらかでも改善しようご提案したものです。

小島委員 : 全国的に国民審査の持ち帰りがかなり多いという実態がございますし、少なくとも50投票区あって、一票ずつ持ち帰りがあれば50票出るわけで、そうするとこういう数字の世界もそうなんですけれども、本当に持ち帰りになったとなると投票所における管理体制というものができていない。それから、国民審査法で公選法を包括準用していますので、返してくださいという規定になっていますから、その辺どうしていくか。投票所そのものの管理あり方自体も問題になるのかなと、それは私、高松市でもそういう議論になってまして、投票所における持ち帰り防止策をきちんとしなければいけないということで第三者委員会の答申にはその旨を盛り込まれることになっていると思います。

投票所の数字がきちんとしないと開票は即数えるだけですから、もう持ち帰りが増えたり、投票者数が増えたり、まず投票と開票がリンクしているんですね。これは仙台市だけの問題だけではないんですけれども。

吉田委員 : 投票用紙そもそも貰わないで棄権する人は問題ないんですが、投票用紙を貰った後で、棄権するから返してくる人の場合は、今言ったことになるんですが、もう一つ、投票用紙を貰って返さないで、そのまま持ち帰るということもありえるでしょう。そういうチェックはできるんですか。そういうのは実際になければいいんですけども、ありうる話だろうと思うんですけども。

事務局 : 国民審査で投票用紙を受け取って、そのまま投票箱に入れなくて記載台に放置したまま帰られた有権者が居て、それは期日前投票でしたので投票管理者が見つくて、誰だったのか特定できたと、そういう場合もあります。

吉田委員 : それは極々例外的だと考えていいのでしょうか。

事務局 : 実際、投票日にも投票所でもそういった記載台に放置された投票用紙があったと聞いています。

吉田委員 : 投票管理者や投票立会人がかなりきちんと見ている前提で、考えてよろしいでしょうか。投票用紙を貰った人が投票箱に入れているのか入っていないのかということ。

事務局 : 国民審査の場合はですね、交付所のところで票が要らない時、棄権の意思表示をした人がそのまま投票箱をスルーする場合と、貰っていながらスルーする場合、あるいは置き去りをしながらスルーする場合と、外見を見ただけではなかなか分からなくてですね、立会人の方が、「あなた、投票箱通り抜けましたね。」と言う声掛けが難しいというのがあります。

吉田委員 : そのこのところは投票管理者と投票立会人との間で意思疎通をきちんとして、対応をどうするかということ、ある程度マニュアル化しておかないとなかなか難しいかもしれませんね。数票でしょうけれども、数字が違ってくるのは間違いないので、で、結局間違った原因がそこにあるといくら調べても分からないということもあり得る、その辺もちょっと考えていただきたい。

小島委員 : 高松市のアイデアなんですけれども、投票用紙はお持ち帰りできませんというような表示をして、きちんと分かり易く表示をすとかして、注意喚起に努めると、そのこのところをきちんとするという、あの今、外形的に分からない、ただ立会人さんがなんで立ち会っているんだという部分で、その職務をきちんとですね、遂行していただきたいと思います。それは、どこでもそうだと思うんで、ただ座ってるだけで、要するにですね、基本的に投票行動を監視する立場なんだけれども、ただ単に眺めているだけという形だと絶対それは見逃してしまいますので、まあ、長時間に渡って大変なことは大変なんですけど、それが一つの職務ですので、やっぱり再確認することになるんじゃないかなと、これはあの仙台市だけの話ではなくて、どこの団体にも当てはまることになると思います。ですから私も地元の川崎できちんとそれを立会人の職務を確認しなければいけないとアドバイスはしておりますけど。

委員長 : 私個人的には、先ほども言いましたけれども、入れましたかと、投票してただけましたかと声掛けするだけで、してないと言って渡される可能性もあると思うんですね、棄権されると。ですから声掛けに対しては、ずっと声掛けするのは大変ですが、声掛けしていることを見せることが、逆にそうした持ち帰りを防ぐことになりまして、この辺りはご検討いただければと思います。さらに個人的にはお聞きしたいのは、なぜ、区ごとに微妙に違うんですか、帳票とかが違うという理由を少し、もしご存じであれば教えていただきたい。昔からそうだという認識でよろしいでしょうか。

事務局 : 帳票の違いというのはですね、主に開票所での帳票の違いということでございます。結局、開票事務については、標準的な様式は全区同じなんですけれども、

場所の広さとか、或いはそれぞれの区で開票作業をより効率的正確にやるために、小さく改良していつている、そういうところから違いが出てる。

委員長 : 多分、うまくバージョンアップしているところをもう一回市選管で吸収して、どうしてこういうふうにやっているのか確認して、統一していくことが望ましいということによろしいでしょうかね。

2. 組織・権限の不明確

事務局 : 資料「再発防止策に係る検討材料」により説明

小島委員 : 開票の段階で数字に齟齬が出て、調べるとするのは当然やらなければならないですけれども、そもそも投票所の段階から正確に数字を把握するということをしておかないと、開票所で出ても朝まで掛かたって分からないですね。そうになってしまう。もちろんこれはこれでいいと思うんですが、投票との関係をもう一回整理した方がいいのかなという感じがします。それでそういった問題が発生した時に開票管理者が最高責任者ですから、きちんと開票管理者に報告し、立会人さんも開票事務に参画する立場でもありますので、公益代表として、きちんと対応すべきということだと思います。そういう時に今おっしゃられたようにマニュアル化ですね、誰に報告して、どういう指示を仰いで、何をチェックするのかというのをやっておいたほうがいいのかという感じはいたします。そこまでやっているところは、なかなかこの自治体もないと思いますけど、まあ、やったほうがいいのかと、折角ですからね、この際、なんかこう作ったほうがいいのかという感じはいたします。

吉田委員 : 開票管理者、開票立会人へ説明するとか確認してもらおうということになると、結構時間掛かるんですよ実際上は。従事している人たちがせかされるものから、それを省略したいという欲求にかられるとか、そういうプレッシャーがあるとか、それで多分あまりやっていないではないかと、だから、これをやるということは、これを必要でやらなければいけないんだよということをきちんと説明して、なんでこんなに遅いんだということに対しても、それは遅いんだけど、それはやるんだときちんとした形をしないと、どうしてもですね時間掛かったりするものですから、省きたくなるんですよ現場では、そこところをですね、そこをきちんと担当職員が早くやるということと、正確に手続きをやるということの矛盾の中でどっちをとるかという選択肢をちゃんと職員が自信を持ってできるようにしておかないと、と思いますけれどね。

事務局 : まさにそうだと思いますね。結局、今のマニュアルでもこういうところは、全く書いておりませんで、言ってみれば、開票管理者も立会人も選管の職員を信頼して、本当に最終のところだけ見ていると言うようなことだったんですけれども、何かトラブルがあった時でも、それを報告してですね、トラブルをオープン化して対応していくことが、再発防止に役立つだろうというふうに思っております。

委員長 : 私個人としては、やはりきちんと時間を掛けてでも、正確にやるんだ、見える化ということをどこかで宣言して、きちんとやらないと職員が先ほどの資料でもありましたが、プレッシャーがすごい掛かっていますので、やっぱりどこかで安心させることをしないといけないと思いますし、明るい選挙のときによく明推協の会長さんが言われるような、訓示みたいな形できちんとそういう儀式をやらないと、時間掛かっても正確にやらないと、繰り返し見える化していかないとちょっとプレッシャーが掛かってしまうのかなと思いますので、見せ方というものを少しやっておいたほうがいいと思います。

3. トラブル対応の取扱い基準不明確

事務局 : 資料「再発防止策に係る検討材料」により説明

吉田委員 : 入場券の枚数と投票用紙の残枚数が不一致の原因ですね、それはいくつもあるわけではないと思うんですよ。例えば、投票用紙を2枚間違っただけで渡してしまったとか、ありうるとしても。それから、そもそもの予定していた枚数が不足していた、それはあまりないと思いますが。

想定しうる不一致の原因を、想定しうる限り出しておいて、それと、この対応をうまく組み合わせてどうするかということを検討したほうがいいと思いますね。

不一致の場合の手順を定める場合に、不一致の原因が何かということによって違ってくるので、その辺をご検討いただきたいと思いますが。

私が知っている範囲では2枚渡しちゃったことしか記憶にありませんけれども、たぶん他にもありうるんだと思いますけれども。あと紛失とか、現場での。ちょっとその辺も検討してください。

小島委員 : 開票なんですけれども、指定都市の宿命で、市と区の関係があつてですね、市選管の相談体制の整備が必要ということなんですけれども、実際、開票が5開票区でやられて、その場合の色々なトラブルっていうことではありませんが、

質疑だとか疑義だとか生じた時は、投票の効力の判定で疑義が生じた場合、どういう態勢になっているのですか、当日は。

事務局 : 区の方で、開票の従事者が携帯電話を持っていますので、何かあれば市の選管に相談ということになります。

小島委員 : 参考に私の出身のところでは、選挙係を中心に連絡体制ができてて、特に投票の効力、疑義投票ありますよね、あれうちのところはですね、疑義投票で回すなどと言ってあるんですよ。あくまで白黒つけて、有効か無効か決定してから回すと。立会人に意見を言われて、管理者が判断できない場合があるんですよ、自信持てなくて。そうするとそれだけで非常に時間が掛かるわけですよ、1票2票だけで。特に衆議院選挙の時は惜敗率が絡んでますので、立会人は1票2票も無駄にできない強い意気込みで来てますので、そうした時に市選管がバックアップして、その効力について有効・無効は、きちんと判定してしてあげて、それで立会人に回すというやり方になってますけど、市選管の信頼感が立会人に常にありますんで、市選管が判定した、こういうふうに判定したと説明するとですね、ほとんどそれがOKになっちゃうんです。ところが現場でやっていると、もうこうじゃない、ああじゃないっていう話でね、厳しい局面がたぶん、恐らく感じてるんじゃないかと思うんですけど、それに対してやってみるといいんですけども。数字がおかしいときはともかく、こじれてから連絡するんじゃないかと、ともかく早く市選管に状況報告して、対応を協議するという仕組みがあったらいいかもしれませんね。政令市の場合特に。やっぱり区選管をフォローしてあげないといけないと思いますんで。結局区ではミスなり不祥事を行えば、それは仙台市選管としてのミスになりますんでね、だから、川崎でも私、自分、ミスを現役時代にやっていますんで、よくわかるんですよ。その気持ち。ただ区選管をどうきちっとしてくかということ、そういう感じがします。

委員長 : 私からすみません、もうひとつ、私の場合はマスコミから聞いている側なので、やはり、遅れるなら遅れるで時間がかかっているってことを、情報の出し方ってものを少しこれを機にご検討いただければと思うんですね。何もなくて、こう、一票もめてるんだらうなって薄々分かるんですけども、やはり待っている側からすると、どうして発表がないんだらうとか、どうして遅れているんだらうというところをきちんと説明していけば、基本的には分かっていただけだと思いますし、そこがなくて、紛糾してるんだらうなって予想されているようだと、今度、そういうのを知らない方は、やっぱり仙台市さんは遅いよねとか、そうい

う形で、印象論で選挙管理に対する信頼を失ってしまいますので、よく「ほうれんそう」ですけど、中々トラブル対応の時の「ほうれんそう」というのはあまり準備されていないと思いますので、そのところもご検討いただければ。ちょうどマスコミの方もいらっしゃいますので。きちんと説明してくれればわかってくれる人ばかりだと思いますので、そういうことでお願いしていただけたらと思います。

4. 職員の習熟不足

事務局 : 資料「再発防止策に係る検討材料」により説明

小島委員 : よろしいですか。今の若い人が選挙事務をやりたがらないっていうのがあるんで、そもそも三つ子の魂百までなんで、採用時点での選挙事務に対する公務員としての基本的な業務であるという認識が植えつけられてないっていうことと、それからもう一つはですね、選挙事務を募集かけてやってもらってっていう感じがですね、どうかなって感じまして、やっぱり役所全体でやると、例えば、私の出身のところかというと、区役所で当然足りませんから、投票事務でも、絶対。その場合はですね、各局、総務局、健康福祉局、市民局、いろいろあると思うんですね。教育委員会も含めて。各局の構成人員に割り振って、不足分。各局から誰が事務に当てはまるんだってことを推薦させる仕組みでやっているんですよ。当然経験値も加味してですね、向こうから推薦していただく様式があるんですけども、投票事務の経験回数何回とかですね、それ全部入って、それを基本的に万遍なく、経験ゼロってならないようにする、そういうふうにしてやっていただいて、市役所全体で、投票事務、開票事務やるって形にはしてません。だから、募集ってのはどうも、選挙事務ってものは片手間にやる仕事だっていう、全体に受取れてしまうんで、そういう仕組みをやればいいかなって、やればって、やってるんですけども。それから、若手の育成って側面からしますと、これも僕のところでやったんですけども、各局から推薦してもらってですね、選挙の直前、この間もやったんですけども、投票所のシミュレーション、座学をやったあとで、シミュレーションをして、投票所を説明して、市選管の職員が説明をしてですね、それで若手職員 160 人位参加したんですけど、それで選挙のない時に各局の若手職員に選挙事務を理解していただくという、各局からの推薦ですから、お前行けっていう、職務命令までいかないにしても、そういうニュアンスで結構成功しております。後はですね、ここでぐ

ちゃぐちゃ言っててもしょうがないんで、要するに市としてね、市のトップの方々が選挙事務に対してどう思ってるのかと、何か起きた時にけしからんというものだけじゃなくて、そもそもですね、どういうふうに考えてるのかと、そんな感じはしますけれどね。だから本当に募集をかけるってのはやっぱりね、高松市でも問題になりましたし、私、福島も行ってんだけど、福島市でも募集をかけるってのはどうなのかなと、選挙事務はちょっと違うんじゃないの、そういう認識はありましたね。募集っていうか。そもそもやんなきゃならない仕事なんで、法定受託事務でありね、自治事務っていう前提からすると、その団体の事務になってますんで。そこを理解しなければいけないんじゃないかって。防災と選挙はどこのセクションにいてもやるもんだって、そういう認識をどうやって植えつけていくかって、職員の習熟不足に対しては大きい課題じゃないかと思えますね。

吉田委員：ちょっと現状を教えてもらいたいですけれど、アルバイトの話ですが、今全体の中でアルバイトの比率は何割くらいなのかということと、アルバイトは何をしているのか。ここには名簿対照係、投票用紙交付係の殆どがアルバイトだという話をしてるんですが。アルバイトはそこだけなのか、あるいは他の事務でも使ってるのか、その辺の実情を、正確な数字が欲しいって訳じゃなくて、大体こんな状態ですっていうのを教えていただきたい。

事務局：アルバイトなんですけれども、開票ですと5割ぐらいですか。5割ぐらいは開票分類と氏名点検。

吉田委員：投票所はこのあるとおり、名簿対照係、投票用紙交付係の殆どがアルバイトで、全体を統括している人が一人か二人職員がいる、あとは大体アルバイト。

事務局：4割位がアルバイトになりますかね。

小島委員：僕の出身のところの話ばかりして恐縮ですが、投票事務について言うとですね、投票管理者は民間人です。それから、立会人は当然名簿に載った人ですから民間人と。いわゆる庶務係、事務長ってのが一人いて、それからあと名簿対照係主任、それから投票用紙係主任、それから場内係主任、庶務係、大体5名ぐらいが職員入って、あと具体のこちらと同じように名簿対照、投票用紙交付、場内係、地元の町内会、自治会の方々にやっていただいているってことなんで、要所要所、やっぱり職員が押さえないといけないのかなって感じはしますけど。全体は絶対無理なんで、そんな全員でやるなんてそんなの無理なんですけれど、そういう感じがします。開票なんかの場合もですね、人材派遣、当然、7開票

区あって、100人ずつ入れて700人になる、開票分類、今度やろうと思ってるのがシルバー人材センター、大体少しちょっと入れてみようかと。山が崩れないと先に進まないんで、開票については。分類して、第一内容、第二内容をやって、当然計数機とかを回す、そこまでをともかくそうした人たちにやってもらうってことでやってますけど。なんかこう、アルバイトさんも当然使わざるを得ないという実態もありますけれども、我々もそう思ってますけれども。まかせっきりというところも。申し訳ないですけども、アルバイトさんは賃金を得ようという目的で働いてますから、選挙事務がどうかこうとかというところまでの意識までは働かないんで、やはりそれをフォローするには市職員が何人かきちっと入ってやらないと。まあ、入ってると思うんですけど。管理者が管理職だってことで。地域の実情によって違うんで、一律に行かないとは思いますが。何か考慮の余地があるかなって感じはするんですけど。

委員長 : いかがですか、12月に解散の選挙って、大変じゃなかったですか、アルバイトを募集するってこと。区のほうでどうでしょう。苦勞されましたか。

事務局 : 今回募集期間が短かったということもあり、あと、基本的には投票アルバイトと開票アルバイトは分けることにしていたわけです。投票が終わってその後片付けをして開票所に駆けつけるということになりますと、開票が始まる前の事前レク、事前の説明が受けられなくなるという大きいデメリットがあるものですから、できるだけ分けるようにしていたわけなんですけど、今回人数が少なくて、両方兼務というアルバイトさんが非常に多くて、なかなか開票の説明がうまく伝わらなかったというのがございます。先ほどのアルバイトさんの話ですけども、現場を預かっている身といたしましては、名簿対照係、これは全てアルバイトです。投票用紙の交付につきましては、一人は市役所職員、もう一人はアルバイトというような構成になっています。庶務係と職務代理者は市の職員というような構成です。総トータルで選挙従事者を見ますと、アルバイトと正職員の比率ですけども、アルバイトが全体で見ますと5割強以上と、半分以上というのが実態でございます。

委員長 : はい。ありがとうございます。私が聞いた事例では、やっぱり12月の解散だと源泉徴収の絡みがあって、なかなか集めにくいということもあるようですし、どうもベテランの方がちょうど百何万円超えてしまったんで、パートで使えないという事態も起こったりしますので、やっぱり、アルバイトにこれだけ依存していることから、アルバイトをどうやって確保するかというところも、これ

を機に少し決めていただいたほうがいいでしょうし、やっぱり、ある程度経験値の高いバイトさんはやっぱり頼みたいところは各区あるとおもいますので、やっぱりそこをどうやって確保できるかっていうところも、今回特に突然でしたので、やっぱり少しそこのところをご検討いただけるといいかなと思います。

5. 選挙事務への理解不足

事務局 : 資料「再発防止策に係る検討材料」により説明

委員長 : はい。ありがとうございます。

小島委員 : 投票事務、川崎市でも、地元の町内会自治会の方にもやっていただけてますので、それぞれとにかく名簿対照係専門のですね、せいぜい4ページ程度の大きい字のもの、それから名簿対照係、管理者、立会人用のそういう個別のものを作って、それでやっていただくと。職員は、マニュアル当然持ってますけど、市民従事者の方にはそれで十分足りると思いますので、それぞれ自分のやるべきことは何かということをきちっと理解していただく、全体をカバーするのが職員なので、そういうものを作ったほうがいいと思いますし、私のほうはずっと、私が担当してた頃から、そういうものを作ってやっています。それでそれぞれ紙の色分けをしてわかりやすくして、ピンク色だったら名簿対照係、黄色だったら投票用紙交付係、そういうのをずっとやったほうがいいかなと、特にアルバイトさんの場合は。それから、「勝手な判断するな。」ということ徹底するということですね。わからなかったら、「わからない。」と言ってくださいと。いうことだと思います。それから意識改革は、これは相当大きい話なので、考えていかなければいけないかなと思いますけど。あと、ミス事例集という観点からすると、総務省のほうで毎回、管理執行上問題となった事項を、県選管通じて来てると思いますし、それをとにかく読むとかですね、する必要はあるし、自分のところで起きたミスというものを、整理をしていく必要があるのかなという気がいたします。これあの、ミス事例という対岸の火事みたいな感じで、うちに関係ないという感じするんですけど、そうじゃなくてという感じがいたします。それから、選挙事務の研修、これはもうほんとにですね、あの、やらなきゃいけないと思うんですけど、さっき言った各局横断的な職員を集めた研修、それから新任職員の研修ですよね、これはもう選挙事務の位置づけも含めて、やられてると思いますけど、もう一回強調するというのと、それからやはり係長に昇任したときにですね、研修があると思うんですけど、そう

いう時にもやっぱりやらなきゃいけないのかなという感じがしております。開票事務で言えば、普段から開票事務全体をやるというのは難しいと思いますので、少なくとも一番大変だと思われる参議院の比例代表選挙の開票事務、あれについてはですね、やっぱりきちっとシミュレーション、5000票くらいの票でもいいですから、それで開披分類から始まって、こちら、読み取り機使ってるかどうかわかりませんが、僕のところは使ってませんので、大分類、中分類、小分類、それで集計して開票録作るところまでを、各区の主だった人間に来てもらってやると、あとはやっていると報道に全部公開してるんですよ。そのことによって緊張感持ってやるというのをできるんじゃないかなと思いますけど、いろいろ工夫して仙台市さんの実情にあったやりかたを何かしたほうがいいのかなと。選管の仕事のお手伝いだという意識は捨ててもらって、市の仕事だよっていう、感じがするんですよ。防災なんかだとそういう意識でしょ、大体、基本的に。市民の生命、財産、安全を守るという、選挙事務は民主主義の根幹を担うという意味で全く同じですからね。それやったほうがいいと思います。でも口で言うほど簡単ではないと思います。私も経験してわかるんで。そんな感じがします。

吉田委員：選挙事務ミス事例集ってどういうのがあるのか、私、知らないで言っているので申し訳ないんですが、例えば今までのミスを時系列にずらずらっと書いたようなものでは殆ど役に立たないので、例えば自分がこういう仕事を担当すると、その分野のミスがどういうのがあったのかが解かるような、かなり初心者でもわかるような区分というか、目次といいますか、そういうのがきちんと付いたような事例集でない現実的にはあまり意味がないので、その辺工夫して作ってもらおうと。例えば、開票分類係をすることになりましたという場合には、開票分類係でのミスというのはどういうのがあったのか、そこだけ見ればいいわけですから。全部これ読めなんて言われると、分厚かったりすると面倒くさくてやらないですから。その辺をちょっと工夫してください、作るときに。

委員長：その辺、いかがですか。

事務局：おっしゃるとおりでして、やはり一見して目に飛び込んできて何が問題なんだよというのが、解かりやすいレイアウトとか非常に実は大事なんだなと思います。ずらずらと文章で書かれているだけですと、なかなかストンと心の中に入ってこないなと私は思いました。

吉田委員：そうなんです、読まないし、読んでも入ってこないしということがあるから。

委員長 : 大学で教えていても、こういう事例がありましたという箇条書きよりは、一つだけでもいいからきちんとこういうミスがあつてこういうこと起こりました、これあなたにも起こるかもしれませんっていったほうが、多分、ミスを知ることよりも、それを見て緊張感を持ってもらうことのほうが大事なんじゃないかと思うので、それは工夫がいるのかなと思いますし、あとは研修なんかも受ける側がどう思ってるかという、受ける側の気持ちというのも確認しなければいけないのかなと思います。それは、アンケートを作るときに相談させてください。

6. 作業時間の不足

事務局 : 資料「再発防止策に係る検討材料」により説明

委員長 : はい。ありがとうございます。

吉田委員 : これあの、投票時刻の繰り上げですよ、今8時までというのを7時とか6時にするという、これかなりいろいろな問題があるので、ミスを減らすための対策というだけでは議論ができないというところがあるので、これは宿題で、我々も検討したいと思いますが。他にどういう方法があるかですよ。

小島委員 : やっぱり、繰り下げというのは後ろ向きで、地域によって実情、各都道府県によって違うと思いますけど、まるっきり投票終了予定時刻を8時まで全体やってるところもありますし、全県下で繰り上げてるところもあるし、いろいろあると思いますけど、有権者の投票というものをどう考えるか、といったことを基準に考えていかなければいけないと思うんですね、作業的にミスしやすいからとかということよりも。それとどういうふうに調整していくかということがまず必要じゃないかなと思いますし。それからやっぱり、投票事務と開票事務の連続従事というのはですね、基本的に避けるべきだと思いますね、やっぱり作業時間がない、さっきアルバイトさんもそういう話ありましたけれども、やっぱり投票事務は投票事務、開票事務は開票事務と、一部中枢の人はやむを得ませんが、そういうふうにしないとやっぱり投票事務でへろへろになって、開票事務に来てなかなか難しいし、私のところはもうきちっと分ける、連続従事は基本的にさせないというふうにしています。そういうふうにして分けていかないと、それぞれの仕事についてきちっと正常な中でやりにくいんじゃないかなという感じがしていますけど、この辺は制度改正というか、投票所閉鎖時刻の繰り上げというお話が出ていますけど、これなかなか批判的な

部分が多いので、ちょっと厳しい部分があるかなという感じがしてますし。

吉田委員：衆議院の比例代表が入ってきたりなんかするとですね、記載されてるとおり、全部終わるのが次の日の朝の4時とか5時とかになってるんですよ実際。それはイレギュラーなので、夜から始めて、次の日の4時5時まで作業するというのは、人間の作業パターンとしては非常に異常なので、本来は翌日開票するべきなんです。本来的なこと言うと。ただ、それはなかなか世間が許してくれないので、やっぱり、即日開票するという前提で対応策を考えないといけないんですが、だからかなり難しい問題を与えられちゃう感じあるんですが、この難しい状況の中で、やっぱり何ができるのかということ議論するしかないのかなと思ってます。

委員長：個人的な意見は、あくまでも開票時間を競うというような風潮を、選管から逆にそうではなくて、まず正確にということと同時に、例えば立会人の方がチェックが入る時間かかりますよという、多分一般の方は存じ上げてなくてそういう説明をしないで選管に全部信頼をして今選挙の仕組みをやってきたと、そうではなくて、やっぱり選挙管理の仕組みはこういう形でやってるんですよっていうことを、逆に選管も黒子過ぎちゃってですね、みなさんレフリーはあまり関心ないのでそうですけど、やはり選挙管理委員会に対しての仕事の認知というの、作業時間も不足してますよと、やっぱりやっていく、中の改革もそんななんですけども、外堀に対してもきちんと発信をしていくということも大事なんじゃないのかなと思いますし、アルバイトさんも、結構やっぱり、深夜になるんじゃないかっていうだけで敬遠をしてやりたくないとか、職員の方々も多分深夜までいくから、じゃ最近若い人が、じゃなくて多分開票時間が延びてる、どうしても延びてる、複雑な比例代表も入ってきて延びてるので、ちょっと私はいやですという形になってると思うので、やっぱりその選挙管理委員会の、今こういう作業してますよ、っていうことを知ってもらおうといったことも、やっぱり大事なんじゃないかなって思います。立会人さんがやっぱり遅らしてるのかな、選挙管理委員会が悪い訳ではないのに、正確にやろうとしているのに、遅れてるから悪いという風潮自体を、やっぱり減らしていくっていうこともやはり大事だと思います。その辺りも少し、逆に、いま内部の改革の話がすごいメインになってますけれども、どうやって皆さんの仕事を知っていただくかっていうところも少し改革案の中で出していただければいいかなと思います。

7. 職員体制

事務局 : 資料「再発防止策に係る検討材料」により説明

委員長 : はい。ありがとうございます。

吉田委員 : 以前、県の選挙管理委員会の委員やってたもんですから、ここに書いてあるとおり、担当者が選挙のとき以外は統計調査の仕事をしているという担当に大体なっているんですね、どこでも。以前に国勢調査の時期と選挙が重なり合ってしまったてどうしようもないことになったことがあるんですが、そういう時の職員の配置の仕方とか、もう少し工夫してもらってという気が当時はしたんですけども、職員の人員配置なんかの話になるんですが、選挙っていつあるかわからないので、そういう定期的に重労働になる仕事と選挙がぶつかったときみたいなことがあまり日常考えられていないために、いざそういうふうになったときにとんでもないことになるという事態があるので、その辺まで配慮が必要かなと思いますけどね。

小島委員 : 選挙がないときは暇だろう、で、選挙がないときは統計と組み合わせてやればいだろうと、はっきり言って安易な発想のなかで選挙統計係っていう発想が出てきた感じもするんですね、そこはやっぱり考えていかなきゃいけないし、選挙になったときに、まず、区役所主義ですから、区役所として期日前投票というふうにフォローしていくんだと。選管だって、3人か4人でできっこありませんから、それをきちっとルール化していくということが、まず大きい目標になるんじゃないかなという感じがまずしますよね、区役所自体がということで。やっぱり選管ほんとにですね、僕も区選管もやったし、全部やってるんでわかるんですよ、ほんとにもう、全部経験してますから、ほんとに大変です。区役所で一番ありがたいのが、区役所全体でどうフォローするかということになると、やっぱり今度、区長さんだとか、選管の参与になるとか、そういう職員を動かせる立場ですから、きちっとそういう位置づけを作っていただく必要があるんじゃないかなって感じがいたしますよね。多分そうなると思いますけど。区役所としてまずどうするかということと、それから投票事務について、さっき局の構成人員に応じて不足分割り振るとお話ししましたが、当然そうすると総務局の何々課はどこの投票所を持つか大体決まってるんですよ、だから決まってるんですよ。だからもう自分たちでやるもんだと。教育委員会さんは教育委員会の何々課はどこの投票所持つか大体決まってるんで、組織の中でその人当てはめるといようなやり方してますから、結構、後継者みたいの

が育つんですよね。だから、具体的に行き当たりばったりでこの選挙はこの投票所で全然違うとことということじゃなくて。それから地域の人たちと携わって来ますので、地域の人たちとのコミュニケーションもでき上がってるということなので、非常にこう円滑な形でやれるんですけど、いずれにしてもその局がどこの投票所を持つのかとかですね、そういうこと、もし決まっていれば結構意外とうまくいくんじゃないかなという感じがいたしますけど、なかなかそうはいかないと、いままでそうやってなかったということがあるので、何かそういうふうきちんと当てはめられるような感じにしないと、いつまでたっても頼まれ仕事というイメージがあるんじゃないかなという感じがするんですよね。もちろん、私のとこの職員だって頼まれ仕事という気持ち持ってると思いますよそれは多分、でもやらなきゃいけないんだという感じがしてます。それから、報酬のお金の話になっちゃうんですけど、あくまでも基本的には8時30分から5時までの分は振替休日が原則です。ですから、前後の関係は時間外手当払いますけど、だからもうとにかくやるんだという意識ができちゃってるんで、そういう打算的なことなんかあんまり考えずに今動いちゃっている感じですね、振替率も大体70～80%から90%近く取ってますから、そういう位置づけ、特に管理職の人はもう休日手当も管理職特別手当も何も出ませんし、振替だけだっという感じで、それでももう、やるっていう、局としての体制ができあがっちゃってますから、そういうふうやっていくことが大切かなと思いますけどね。今後は、頼まれ仕事っていうことになる。募集というのはちょっとただけでないっていう感じがしますね。なんか募集というのは。応募がなかったらどうするんだという話ですよ。

委員長 : 基本的に公務員は公僕ですから、公僕という位置づけで法律機関・・・

小島委員 : 結局、頼み込むから頼まれ仕事になるんですよね。若い人が積極的にまず優先的に選挙事務やらなきゃいけないという仕組みを作らねないと。若い人やらないから、みんなベテランの人がやるという悪循環なんですよ。だから下が育ってないという、どこでも抱えている問題だと思いますけど。

委員長 : 若い人の採用が減ってますから、やっていただかないと、10年後にちゃんとやりませんでしたでは。民主主義というのはずっと続いていくための仕組みなので少しそれをご検討いただきたいと思います。

8. その他の要因

事務局 : 資料「再発防止策に係る検討材料」により説明

小島委員 : すみません、第三交付係の設置っていうお話なんですけれども、そもそも大昔は国民審査の投票用紙、別な交付係でやってたんですね。そうしますと、罷免を可としない、全員罷免を可としない方については、投票用紙をもらって記載台に寄らずに、そのまま投票箱に入れるというケースがあった。あっ、この人は全員罷免可としないということで、投票の秘密、その観点から適切じゃないってことで、今みたいな形になっちゃってんですね。ですから1回は記載台に寄せると、同時に交付して、比例と国民審査を。そうするとバツを付けたか付けないかっていうのはわかりませんので。いきなり投票用紙をもらって投票箱に入ると、バツ付けてないってのがわかりますので。だから、この、第三交付係というのは、アイデアでいいのかもしれませんが、ちょっと難しいかなってイメージであります。

吉田委員 : それは今、小島委員おっしゃった、何も書かないで投票箱に入れていると、それがわかることになってしまう。わかってしまうとどういう弊害があるという議論なんですか。

小島委員 : 結構いろんな議論があつてですね、そもそも投票の秘密というのはいかなる場合であっても守られるべきであろうと。外形的にその人はバツを付けてない。記載台に寄ってないわけなので。そうすると、その投票用紙に何も書かれてないってことは、投票所内の方々からもわかる。それでこういう仕組みにしたんですね。

吉田委員 : 私の感覚からいうと、それは守られるべき投票の秘密を自ら放棄してるということにも見えるんですけれど。

小島委員 : そういう意見はあると思いますけれど、基本的に、昭和30年代にああいう形に。結構議論になって、それを放棄するのは全然構わないんですけれど。結局もらってわかんない人は、そのまま入れちゃうでしょうと。今の状態と全く変わらないんですけれど。そういうことで今、投開票事務ノート等で、で、掲示しますでしょ。投票しない人はもらわないでくださいと、いろいろ注意書き書いてあります。あれもその当時できたんです。

吉田委員 : あの、これ、第三交付係作ったからといって、担当の職員の数同じですよ。場所が変わるだけですから。今第二交付係に二人いるのを、第二交付と第三交付に一人ずつ分けるだけだから、職員の数増えないですよ。違いますか。

事務局 : 第三交付係は一人では厳しいのかなって感じはしますけれど。

吉田委員：そうすると従事する担当者は一人増えるということですね。私は第三交付の設置するのは何か魅力的だなんて思えるんですけどね。小島委員のおっしゃったような弊害の問題も検討して、あと決めればと思いますけれどもね。

小島委員：あの、否定してるわけではないんで。今の状態って、どうしてそうなったのかの説明のつもりでありますけれど。

吉田委員：はい。

委員長：なかなかそういう歴史を知らずに当たり前でやっているんで。これで勉強になったってことで。

小島委員：あとすみません、白票今回問題になったじゃないですか、白票の扱い。開票やって。それでまあ白票を高松市でも議論になったんですけども、白票を一般の有効票と同じように先に数字は確定させておくと、白票をいつまでも最後に取っておくから、それによって調整用として使われる可能性があるという議論になったんですね。それは全くそのとおりなんで、票を何か後でそういう操作できるような状態にしないってこともですね、大きな改革要素になる。ということは、投票所の数字から何から、一からきちっとやらないとこういう形ではできないということになるんで。そうするとできない訳ですから、ある信頼感が高まる可能性が高いんじゃないかなと思いますね。本当に全国の選管、問題なくやっている訳ですから。神奈川県厚木市の市長選挙があったんですね。やっぱり、白票についてはですね、最後まで取っとかないで、固まった段階で、一応立会人に回して、これを決定してます。そういうふうにするといいのかなと。たまたまだったと思いますけど、今回こっちでは。だからそういうふうにしないと、いわゆる一つのルール化みたいなことをする。やっぱり白票というのは安易に扱われ過ぎるんですよ。勝手に持ち込んでですよ。だって投票用紙印刷するのは、川崎なんかでいうと、凸版印刷の証券印刷部門で印刷してですよ、金券と同じくらいの厳しいチェックの中で作って、それでこちらもそうだと思うんですけど、一万票入りの投票に封緘紙が付い、それで各選管に納入されますよね。それ納入されたとたん、勝手にここの開票所に持ち込まれるとかね、そういうのってちょっとおかしいし、管理するのはきちっとしなければいけないんじゃないかと思いますしね。そこからだと思いますね、いろんな意味で。勝手にいじれないと、白票と言えども。そういう意味にしなければいけないのかなという気がしました。それによってまた信頼感ができるんじゃないかなって思いますよ。どうも選管に納入されたら勝手に持ち出せるとかですね、

こちらなんか知りませんが、結果的にそういうことになってませんが、高松市さんの場合もそういうことじゃないんですよね。白票をいじれる状態にしないということが大切だと思いました。

委員長 :最後に、若年層が従事するような仕組みづくりですけれども、川崎市さんでもやっていますけれども、選挙管理委員会のインターンシップ、そうしたものをもう少し積極的に、せっかく東北大あるんで、使っていただけるといいなと思いますし、学都コンソーシアムとかありますんで、もし各区、泉には東北学院もありますし、そうしたところで、選挙管理を学ぶ場って実は大学にはないんですよね。意外と政治学の授業も少ないんで、すると選挙管理に対して、特に公務員目指している学生が多いので、そういうところで、逆に言うと選挙管理はこうだよという授業を提供していただいて、やらなきゃ僕やりますんで、一緒にそういう形で、その中で、例えば「急に選挙あるんだけど、どう。」と言われてると、公務員目指してる子は、「やらしてください。」と、むしろ積極的に参加する。そうするとそれは一方では有権者教育につながっていくんで、何らかの形で選挙管理の仕事を市民に、若い人達に伝えていくことで、逆にさっきいったアルバイトの募集と量とかを軽減していくのを是非検討していただけないかなと思います。

委員長 :それでは4時20分まで来ましたんで、今回いただいた話は、我々のほうも我々の委員でまた読み込んでですね、次回少し検討させていただきたい、時間も時間なものですから、そうした形で進めさせていただきたい。事務局のほうから。

事務局 :その他ということでございますけれども、次回の再発防止委員会ですけれども、3月9日の月曜日午後2時から、同じくこの2階の第二委員会室で開催させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 :それでは議事については、以上で終わりにしたいと思います、何かございませんでしょうか。…これで閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。